

大分類C—漁業及び水産養殖業

總 説

漁業における事業所は、漁場の位置、漁船の種類、漁法及び漁獲物の種類によつて分類される。

同一事業所が細分類項目の二つ以上の水産活動を兼営するときは、原則としては漁獲高による。これにより得ない場合には、上記諸要素及び労働力の観点から比較して重要度の最も高いものにより分類される。

中分類 08 — 漁業

總 說

この中分類は、營利の目的で水界に自然繁殖している動植物を採捕する漁業を営む事業所をいう。

小分類 細分類
番 號 番 號

081 捕 鯨 業

漁場のいかんをとわず、鯨類を捕獲する漁業をいう。

0811 母船式捕鯨業

鯨體處理設備を有する母船及びその附屬船をもつてする捕鯨業をいう。

○捕鯨業（母船式漁業取締規則に該當する捕鯨業）；母船式捕鯨業

0812 近海捕鯨業

母船式捕鯨業を除き、螺旋推進器を備える船舶により「もりづつ」を使用して鯨類を捕獲する漁業をいう。

○捕鯨業（「汽船捕鯨業取締規則」にいう、大型及び小型捕鯨業に該當する捕鯨業）；大型捕鯨業（「汽船捕鯨業取締規則」に該當するもの）；小型捕鯨業（「汽船捕鯨業取締規則」に該當するもの）；オットセイ捕獲業；ラッコ捕獲業、

082 遠 洋 漁 業

堅牢な大型動力漁船を使用して魚群を追い、あるいは根據地から遠隔の漁場に出漁し、通常一週間以上海上にあることの可能な程度の設備を有する漁業をいう。

0821 汽船トロール漁業

螺旋推進器を備える船舶により「オッタートロール」又は「ビームトロール」を使用してなす漁業をいう。

○トロール漁業（「汽船トロール漁業取締規則」に該當する漁業）

0822 以西機船底曳網漁業

汽船トロール漁業を除き、螺旋推進器を備える船舶により、手繰網、打潮網その他底曳網を使用して、東經 130 度以西において採捕する漁業をいう。

○以西機船底曳網漁業（「機船底曳網漁業取締規則」に該當する漁業）；底曳網漁業（「機船底曳網漁業取締規則」に該當する以西機船底曳網漁業）；手繰網漁業（「機船底曳網漁業取締規則」に該當する以西機船手繰網漁業）；打潮網漁業（「機船底曳網漁業取締規則」に該當する以西機船打潮網漁業）；「機船底曳網漁業取締

中分類0一漁業

- 規則」に該当する以西機船底曳網漁業。
- 0323 遠洋カツオ、マグロ漁業
総トン数 20 トン以上の漁船を使用してカツオ、マグロ、カジキ又はサメを釣り又は浮延縄で捕獲する漁業をいう。
○遠洋カツオ漁業（総トン数 20 トン以上の漁船を使用するもの）；遠洋マグロ漁業（総トン数 20 トン以上の漁船を使用するもの）；「カツオ、マグロ漁業規則」に該当する漁業
- 0824 母船式漁業
母船式捕鯨業を除き、罐詰製造設備、又は保蔵設備を有する母船及びその附属船をもつてする漁業をいう。
○「母船式漁業取締規則」に該当する漁業（母船式捕鯨業を除く）；母船式カニ漁業；母船式サケ、マス漁業；カニ工船漁業；
×母船式捕鯨業は細分類 0811 に分類される。
- 033 沖合漁業
通常動力漁船を使用して根拠地から一日行程以上の漁場に出漁し得る設備を有するが、遠洋漁業程の航海力を必要としない漁業をいう。
- 0331 揚線網漁業（巾着網漁業を含む）
主として揚線網（巾着網を含む）を用いる沖合漁業をいう。
○イワシ揚線網漁業；イワシ巾着網漁業；サバ巾着網漁業；揚線巾着漁業；巾着網漁業。
- 0332 以東機船底曳網漁業
東経 130 度以東の海面においてする底曳網漁業をいう。
○「機船底曳網漁業取締規則」に該当する以東機船底曳網漁業；以東機船底曳網漁業
- 0333 打瀬網漁業
打瀬網を使用して船を風力潮流によつて順航させて行ふ漁業をいう。
○打瀬網漁業
- 0334 手線網漁業
船を一定點に止め、底曳網類を使用し、網網を手線つてする漁業で、沖合漁業に属するものをいう。
○五智網漁業（瀬戸内海）；イカ巢曳漁業（瀬戸内海）；コマセ網漁業；ギス網漁業（千葉縣、茨城縣）
- 0835 棒受網漁業
動力漁船により、棒受網を使用する漁業で、沖合漁業に属するものをいう。

○サバ棒受網漁業（動力漁船によるもの）； アジ棒受網漁業（動力漁船によるもの）

0836 刺（流し）網漁業

動力漁船により刺網類を使用して行う漁業で、沖合漁業に属するものをいう。

○刺網漁業（動力漁船によるもの）； 流し網漁業（動力漁船によるもの）； イワン刺網漁業（動力漁船によるもの）； イワン流し網漁業（動力漁船によるもの）； サンマ刺網漁業； サンマ流し網漁業； タラ刺網漁業； タラ流し網漁業； カニ刺網漁業； カニ流し網漁業； マグロ刺網漁業； マグロ流し網漁業； サバ刺網漁業； サバ流し網漁業

0837 一本釣漁業

動力漁船によつて行う一本釣漁業で、沖合漁業に属するものをいう。

○イカ一本釣漁業（動力漁船によるもの）； カツオ一本釣漁業（動力漁船によるもの）； サバ一本釣漁業（動力漁船によるもの）； 一本釣漁業（動力漁船によるもの）

0838 延縄漁業

動力漁船によつて延縄類を使用して行う漁業で、沖合漁業に属するものをいう。

○タラ延縄漁業； サメ延縄漁業； マグロ延縄漁業； タイ延縄漁業； 延縄漁業（動力漁船によるもの）

0839 他に分類されない沖合漁業

沖合漁業に属するもので、上記以外の漁具を使用して行うものをいう。

○純網漁業（沖合漁業に属するもの）； 四艘張漁業（沖合漁業に属するもの）； 敷網漁業（棒受網以外のもので沖合漁業に属するもの）； 突棒漁業（沖合漁業に属するもの）； 沖合漁業（棒受網以外の敷網類漁業、突棒漁業等の網漁具、延縄漁具以外の漁具で行う沖合漁業）

084 沿岸漁業

通常専用漁場内で行う漁業あるいは専用漁場以外に出漁しても、一日以上海上にあることの不可能な程度の設備しか有しない漁業をいう。

0841 臺網、落網漁業

漁業法にいう臺網、落網類漁業ではなく、網の構造からして大謀網類落網類に属する定置網を使用して行う漁業をいう。

○マグロ臺網漁業； カツオ臺網漁業； イワン臺網漁業； イカ臺網漁業； サケ臺網漁業； ニシン臺網漁業； マグロ落網漁業； カツオ落網漁業； イワン落網漁業； イカ落網漁業； サケ落網漁業； ニシン落網漁業； 臺網漁業； 落網漁業

中分類08—漁業

0842 曳網類漁業

沿岸漁業に属する漁業で、船曳網類を使用する地曳網漁業、船曳網漁業、及び底曳網類を使用する打瀬網類漁業等をいう。

○沿岸手繰網漁業；桁網漁業；沿岸機船底曳網漁業；地曳網漁業（沿岸漁業に属するもの）；船曳網漁業（沿岸漁業に属するもの）；打瀬網漁業（沿岸漁業に属するもの）

0843 その他の網漁具による沿岸漁業

沿岸漁業に属する漁業で、上記以外の網漁具を使用して行う漁業をいう。

○定置網漁業（罾網、落網を除く沿岸漁業に属するもの）；刺網漁業（沿岸漁業に属するもの）；流し網漁業（沿岸漁業に属するもの）；旋網漁業（沿岸漁業に属するもの）；敷網類漁業（沿岸漁業に属するもの）

0844 釣漁具による沿岸漁業

沿岸漁業に属する漁業で釣漁具を使用して行うものをいう。

○沿岸手釣漁業；沿岸竿釣漁業；手釣漁業（沿岸漁業に属するもの）；竿釣漁業（沿岸漁業に属するもの）

0845 延縄漁具による沿岸漁業

沿岸漁業に属する漁業で延縄漁具を使用して行うものをいう。

○文鎮漕漁業（沿岸漁業によるもの）；配縄漁業（沿岸漁業によるもの）；延縄漁業（沿岸漁業によるもの）；掛縄漁業

0849 他に分類されない沿岸漁業。

沿岸漁業に属する漁業の中で、網漁具、釣漁具、延縄漁具以外の漁具を使用して行うものをいう。

○壺漁業；籠漁業；筒漁業；猪漁業；鉾突漁業；魚突漁業；箕巻漁業；沿岸定棲魚の猪漁業

085 採貝採藻業

水界に自然繁殖している貝、藻類を採取する漁業をいう。

0851 採貝業

各種の方法で、貝類を採取する漁業をいう。

○介桁魚業；真珠採取業；アサリ採取業；珊瑚採取業；ハマグリ採取業；海綿採取業；モガイ採取業；カキ採取業；アワビ採取業；サザエ採取業；潜水採貝業；蟹業（採貝を主とするもの）；ウエ採取業；マテ貝採取業

0852 採藻業

各種の方法により、海藻類を採取する漁業をいう。

○採藻業；蟹業（採藻を主とするもの）；ワカメ採取業；コンブ採取業；テング

中分類0¹-漁業

サ採取業; 海苔採取業; 潜水採藻業

036

内水面漁業

0861

内水面漁業

淡水界に自然繁殖している動植物を採捕する漁業をいう。

○やな漁業; えり漁業; 曳網漁業 (淡水漁業のもの); 旋網漁業 (淡水漁業のもの); 敷網漁業 (淡水漁業のもの); 掩網漁業 (淡水漁業のもの); 打網漁業 (淡水漁業のもの); 魚釣業 (淡水漁業のもの); 延縄漁業 (淡水漁業のもの); 河池漁業; 湖水漁業; 鵜飼漁業

中分類09—水産養殖業

總 說

この中分類でいう水産養殖業とは、營利の目的で海面又は内水面において、水棲動植物の移植、放苗、育成、培養、收穫をする事業所をいう。水産養殖業を営む事業所は、養殖を行う場所、養殖の対象、養殖の方法によつて分類される。

小分類 細分類
番 號 番 號

091 淺海養殖業

淺海養殖業とは、淺海において行う養殖業で、養魚、垂下養殖、簇建蒔付、移植、放苗による養殖業をいう。

0911 眞珠養殖業

アコヤ貝の稚貝を採集し、これに眞珠核挿入の手術を施し、眞珠を養殖するものをいう。

○眞珠養殖業；眞珠採取業（養殖業を伴うもの）

0912 カキ養殖業

垂下式、簡易垂下式及び地碁式のカキ養殖業をいう。

○カキ養殖業；垂下式カキ養殖業；カキ採取業（養殖を伴うもの）

0913 その他の貝類養殖業

上記以外の貝類を養殖する事業所をいう。

○アサリ養殖業；ハマグリ養殖業；バカガイ養殖業；ハイガイ養殖業；モガイ養殖業；アゲマキ養殖所；アワビ養殖業；クイラ貝養殖業；アカ貝養殖業

0914 ノリ養殖業

海苔の養殖を行う事業所をいう。

○ノリ養殖業；ノリ採取業（養殖業を伴うもの）

0919 その他の淺海養殖業

イセエビ、クルマエビ等の養殖を行う事業所をいう。

○イセエビ養殖業；クルマエビ養殖業；カニ養殖業；

092 内水面養殖業

0921 内水面養殖業

内水面において行う養殖業で、池中養殖、水田養魚を行うものをいう。

○コイ養殖業；フナ養殖業；ドジョウ養殖業；ウナギ養殖業；イナ養殖業；サ

中分類09—水産養殖業

ケ養殖業; マス養殖業; アユ養殖業; ワカサギ養殖業; キンギョ養殖業; スツボ
ン養殖業; 食用蛙養殖業; 人工孵化場 (淡水産のもの); 生簀業; 生船業; 水田
養殖業